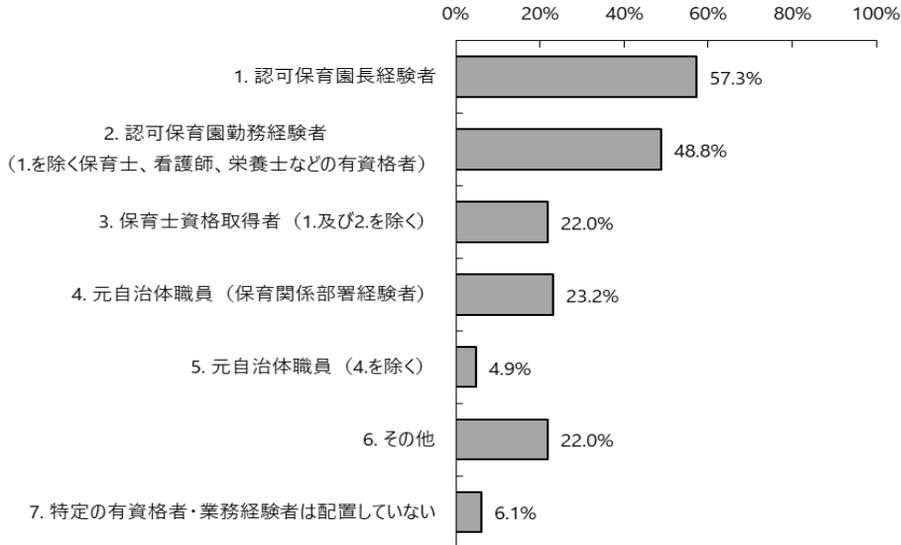


巡回支援指導事業について

1.巡回支援指導事業の実施状況

- 巡回支援指導員は「認可保育園長経験者」や「認可保育園勤務経験者」、「保育士資格取得者」など、保育に関する知識や業務経験が豊富な方が多い

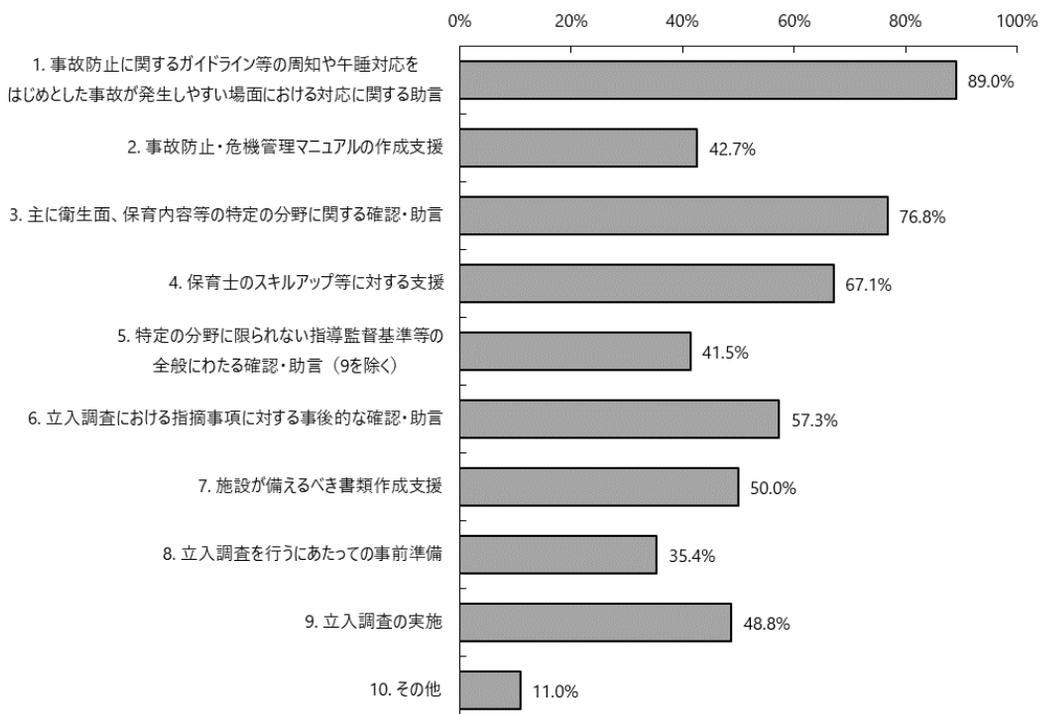
図表3 巡回支援指導員の有する資格・業務経験（複数回答）



- 巡回支援指導員の実施している主な業務は、「1.事故防止に関するガイドライン等の周知や午睡対応をはじめとした事故が発生しやすい場面における対応に関する助言」、「3.主に衛生面、保育内容等の特定の分野に関する確認・助言」である。

- さらに巡回支援指導を実施している約半数の自治体で「9.立入調査の実施」も担当

図表4 巡回支援指導員の実施業務（複数回答）



巡回支援指導事業について

2.巡回支援指導員配置の効果

①改善・指摘事項の大幅改善

～保育の専門家の視点で、保育施設への指導や監査を実施～

立入調査に一般職員と保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員が同行し、さらに巡回支援指導員が別途巡回支援指導を行うことで、より専門的な視点から保育施設に指導・助言を行っている事例がある。

ポイント

- 保育に関して専門的な知識や経験を有する巡回支援指導員からの、複数回の具体的な指導・助言により、保育施設の指摘・改善事項が大幅に改善



佐賀県

一年間で2巡、3巡にわたる巡回支援指導を実施

佐賀県では、年度当初にまず、前年度立入調査の指摘項目等を参考に、施設ごとに指導項目を定めた上で、巡回支援指導を実施して、年度の後半で立入調査を行うというスケジュールを組んでいる。**指摘項目が多い施設に対しては、巡回支援指導を複数回実施して1年間をかけて改善を促している。**

立入調査の前に全施設に巡回支援指導を行い、**問題がある施設に関しては複数回巡回支援指導を行うことで、立入調査時まで改善しなければならない事項が少なくなる状況をつくること**ができています。

年間のスケジュールイメージ

- 6月～8月の3ヶ月かけて巡回支援指導を一巡
(凡そ一日当たり2～4施設を周り、管内の全施設を訪問)
- その後は必要に応じて、10月～11月に2回目、12月～1月に3回目の巡回支援指導を行う
- 2月以降に立入調査を実施



効果

立入調査における改善・指導件数は、令和元年度から巡回支援指導事業を開始したことに伴い、事業開始前の平成30年に比べて大幅に減少

図表 佐賀県の認可外保育施設への立入調査における改善・指導事項件数の推移

立入調査 実施年度 (年度末実施)	いわゆる認可外保育施設				事業所内保育施設				合計			
	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)	施設数	改善・指導 件数	1施設当たり 指導件数	対H30 (%)
平成30年度	35	153	4.37	100.0	46	148	3.22	100.0	81	301	3.72	100.0
令和元年度	39	123	3.15	72.1	49	85	1.73	53.9	88	208	2.36	63.6
令和2年度	38	82	2.16	49.4	44	70	1.59	49.4	82	152	1.85	49.9

(佐賀県子ども未来課ご作成：令和4年2月時点)